

3月27日付で、4月1日から適用される特例の点数関連で「診療報酬請求書等の記載要領等について」等が一部改正されましたのでお知らせします。

医薬品の安定供給問題を踏まえた診療報酬上の特例措置

2023年4月~12月まで限定で点数引き上げ

- ◆**処方箋料の一般名処方加算** 一般名処方加算1 7点→9点、一般名処方加算2 5点→7点
加算1:後発医薬品のある2品目以上すべて一般名で処方、加算2:1品目でも一般名で処方
… 一般名処方について患者に説明することについて院内掲示する。

【レセプト記載要領】 一般的名称による処方箋の交付は、全体の「その他」欄に点数及び回数を記載する。

ただし、2023年(令和5年)12月31日までの間に一般名処方加算1又は2の特例の点数を算定する場合は、全体の「その他」欄に一般名処方加算1(特)、一般名処方加算2(特)を名称として記載する。

院内掲示例//医薬品の供給状況等を踏まえつつ適切な治療を提供する観点から、有効成分が同じであればどの銘柄の医薬品(後発医薬品含む)でも保険薬局で調剤可能となる、薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付することがあり、十分に説明をさせていただきます。

- ◆**外来後発医薬品使用体制加算(施設基準要届出)**

1(90%以上) 5→7点、2(85%以上) 4→6点、3(75%以上) 2→4点

…医薬品の供給不足時の処方変更可能な体制があること等を患者に説明、院内掲示する。

【レセプト記載要領】 外来後発医薬品使用体制加算1、2又は3を算定する場合は、全体の「その他」欄に点数及び回数を記載する。ただし、2023年(令和5年)12月31日までの間に外来後発医薬品使用体制加算の特例の点数を算定する場合は、全体の「その他」欄に外来後発医薬品使用体制加算1(特)

【略称:外後使1(特)】、外来後発医薬品使用体制加算2(特)【略称:外後使2(特)】、外来後発医薬品使用体制加算3(特)【略称:外後使3(特)】を名称として記載する。

院内掲示例//当医院では、後発医薬品の使用を推進しています。また、医薬品の品質や安全性、安定供給体制などの情報収集や評価を行っています。医薬品の供給が不足した場合に処方する医薬品を変更する場合があります、その際には十分に説明をさせていただきます。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算(月1回に限り算定)

【施設基準】(届出不要)(初診時・再診時共通)



- ① オンライン請求を行っていること。 ※オンライン請求を開始予定の先生は特例措置

で、2023年12月31日までに開始する旨を地方厚生局長等に届け出た場合には要件を満たすとみなす。

(4月診療分から加算を算定したい場合は4月10日までに届出必着)

- ② マイナンバーカードを用いたオンライン資格確認を行う体制を有していること。 オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。

- ③ ②の体制に関する事項および受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うことについて、当該保険医療機関の見やすい場所およびホームページ等に掲示していること。必要に応じて患者に対して説明すること。これらの基準を満たしていればよく、地方厚生局長に対し届出を行う必要はなく、実際に運用を開始した日から算定できる。



【別紙様式5に示された初診時の標準的な問診票の項目を参考に活用する】

	マイナンバー カードでの 資格確認	～2023年 3月末	2023年 4月～12月	2024年 1月～	医療情報・システム基盤整備体制 充実加算 ※
初診	なし	4点 略称： 医シA	6点 略称： 医シA（特）	4点 略称： 医シA	医療情報・システム基盤整備体制 充実加算 1
	あり	2点 略称：医シB			医療情報・システム基盤整備体制 充実加算 2
再診	なし	—	2点 略称：医シC	—	医療情報・システム基盤整備体制 充実加算 3
	あり	—			—

【レセプト記載要領】 全体の「その他」欄に記載

・医療情報・システム基盤整備体制充実加算は、全体の「その他」欄に点数を記載する。ただし、2023年（令和5年）12月31日までの間に医療情報・システム基盤整備体制充実加算1における特例の点数を算定する場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算1（特）、再診時に算定する場合は、医療情報・システム基盤整備体制充実加算3の名称および点数を記載する。

※医療情報・システム基盤整備体制充実加算について（注：今後も疑義解釈等出され追加変更の場合有）

◆歯科訪問診療ではいずれの加算も算定できない。

初診時の加算1：

①マイナンバーカード以外（被保険者証等）での資格確認をした場合、②マイナンバーカードで資格確認したが診療情報の取得同意が得られない場合、③患者のマイナンバーカードが破損等により利用できない場合や患者のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が失効している場合に算定可。

初診時の加算2：

①マイナンバーカードで資格確認し、診療情報を取得等した場合または他の保険医療機関から当該患者の診療情報の提供を受けた場合、②マイナンバーカードで資格確認したが患者の診療情報が存在していなかった場合に算定可。

再診時の加算3（2023年4月～12月限定）の2点について

①マイナンバーカードで資格確認し診療情報の取得をした場合は算定できない。患者が診療情報の取得に同意しなかった場合は算定可、問診などで他院からの処方を含めた薬剤情報や必要に応じて健診情報等を確認する。

②同月に初診時の加算1、2を算定した場合は算定できない。

③電話再診時は算定できない。

④問診などで診療情報の取得をしたが、前回の診察から薬剤情報等の変更がなかった場合算定可。

⑤患者のマイナンバーカードが破損等により利用できない場合や患者のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書が失効している場合算定可。

◆4月からオンライン資格確認導入原則義務化～やむを得ない場合の経過措置（6つの猶予類型から選択）の猶予届出は2023年3月31日提出締切です。まだの先生はお急ぎください。

レセプトのオンライン請求が義務化されたわけではありません！医療情報・システム基盤整備体制充実加算の点数で誘導しているだけです。協会は義務化に反対！保険証廃止反対請願署名も取り組んでいます。